

**問題 (25点)**

下記の資料にもとづいて、次の各問に答えなさい。なお、本問では、法人税等およびその税効果は考慮しない。また、株主からの払込資本は、すべて資本金の額に計上する。

問1 20X4年度末においてP社が作成すべき連結貸借対照表および連結包括利益計算書を作成しなさい。

問2 20X5年度末の事業分離後におけるT社の個別貸借対照表を作成しなさい。

問3 20X5年度末においてP社が作成すべき連結貸借対照表を作成しなさい。

**資料1**

1. P社は、20X1年度末においてS社の発行済み株式の70%を 27,000千円で取得して同社に対する支配を獲得した。支配獲得日におけるS社の純資産は、資本金 30,000千円、利益剰余金 5,000千円、評価・換算差額等 1,000千円（貸方）であった。
2. のれんは、発生年度の翌年度から10年間にわたり定額法によって償却する。

**資料2**

1. P社およびS社の20X4年度末における個別貸借対照表は、次のとおりである。

個 別 貸 借 対 照 表

(単位：千円)

資 産	P 社	S 社	負債・純資産	P 社	S 社
当 座 資 産	26,600	10,000	流 動 負 債	7,600	6,400
棚 卸 資 産	10,500	12,000	固 定 負 債	50,000	20,000
有 形 固 定 資 産	68,500	32,800	資 本 金	80,000	30,000
子 会 社 株 式	27,000	—	利 益 剰 余 金	32,000	8,600
そ の 他 有 価 証 券	40,000	12,000	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,000	1,800
合 計	172,600	66,800	合 計	172,600	66,800

2. 20X4年度における当期純利益は、P社が 1,800千円、S社が 1,000千円であった。また、20X4年度における支払配当金は、P社が 900千円、S社が 400千円であった。
3. 20X4年度における評価・換算差額等の当期増減額は、P社が 300千円の減少、S社が 100千円の増加であった。
4. 20X4年度末におけるS社の棚卸資産には、P社から仕入れた商品に係る未実現利益 80千円が含まれている(20X4年度期首にはない)。また、P社の有形固定資産には、20X2年度末にS社から取得したものが 500千円 (S社からの取得原価 1,500千円、耐用年数 3年、残存価額ゼロ、定額法により減価償却を行っている) 含まれている。この有形固定資産は、S社の売却時点において帳簿価額が 1,200千円であったものである。
5. 20X4年度末において、P社のS社に対する売掛金が 400千円あった。

### 資料3

1. P社は、20X5年度末において、当座資産 10,000千円、棚卸資産 3,000千円、有形固定資産 12,000千円から構成される事業（事業の価値は 30,000千円）を吸収分割によって分離して、当該事業をT社が承継した。

P社は、T社からT社株式（時価 30,000千円）を受け取った結果、T社の発行済株式総数の60%を取得することとなり、T社を子会社とした。このときのT社の有形固定資産（P社から承継したものを除く）の時価は 16,000千円であり、企業の価値は 20,000千円であった。

2. 20X5年度末（事業分離直前）におけるP社、S社およびT社の個別貸借対照表は、次のとおりである。

資 産	P 社	S 社	T 社	負債・純資産	P 社	S 社	T 社
当 座 資 産	29,000	12,000	6,000	流 動 負 債	18,800	8,500	2,000
棚 卸 資 産	14,500	11,000	5,000	固 定 負 債	50,000	20,000	8,000
有形固定資産	77,500	35,900	15,000	資 本 金	80,000	30,000	10,000
子会社株式	27,000	—	—	利 益 剰 余 金	36,200	10,600	6,000
その他有価証券	42,000	13,500	—	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,000	3,300	—
合 計	190,000	72,400	26,000	合 計	190,000	72,400	26,000

3. 20X5年度末におけるS社の棚卸資産には、P社から仕入れた商品に係る未実現利益 90千円が含まれている。また、20X2年度末にP社がS社から取得した有形固定資産は、20X5年度中においてP社が除却している。

4. 20X5年度末において、P社のS社に対する売掛金が 500千円あった。

問題 (25点)

第1問

次の文章について、現行のわが国の会計基準の立場から正しいと思われるものについては○印を、間違っていると思われるものについては×印を、答案用紙に記入しなさい。ただし、すべてに○印または×印をつけた場合には得点を与えないので、注意すること。

- 1 転換社債型新株予約権付社債をその他有価証券として取得したときは、一括法で処理しなければならないが、転換社債型以外の新株予約権付社債をその他有価証券として取得したときは、一括法または区分法のいずれかで処理することとされている。
- 2 資産の取得にさいして計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上しなければならない。また、時の経過による資産除去債務の調整額についても、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上しなければならない。
- 3 その他有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は切り放し方式にもとづき、全部純資産直入法または部分純資産直入法のいずれかにより処理する。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、税効果を考慮して計上しなければならない。
- 4 自己株式を処分し、その対価が帳簿価額を上回る場合は、その差額を自己株式処分差益といい、資本剰余金としての性格を持っていることから資本準備金に計上する。一方、その対価が帳簿価額を下回る場合は、その差額を自己株式処分差損といい、資本剰余金から減額し、減額しきれない場合はその他利益剰余金から減額する。
- 5 複数の会計期間にわたる工事契約に関して、工事の進行途上においてその進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、金額的に重要性の乏しい場合を除いて、工事進行基準を適用しなければならない。

第2問

次の資料にもとづいて、名古屋産業(株)の平成19年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)における答案用紙の株主資本等変動計算書を完成しなさい。ただし、減少の場合には数字の頭に△印を付すこと。

資料：期中取引等

- 1 新株予約権(帳簿価額100千円)の権利が行使され、新株を発行し、権利行使に伴う払込金900千円の払込みを受け、会社法が認める最低金額を資本金に組み入れた。
- 2 平成19年6月24日、定時株主総会を開催し、次のように剰余金の処分を行った。  
配当金：400千円(その他資本剰余金より100千円、残額は繰越利益剰余金より)  
準備金：会社法が定める額を組み入れる。  
別途積立金：150千円
- 3 自己株式を130千円で取得した。
- 4 自己株式(帳簿価額100千円)を140千円で処分した。
- 5 当期純利益を840千円計上した。

### 第3問

A社とB社は、株式移転を行って完全親会社となるP社を新設した。この株式移転に関する諸条件は、次に示す資料のとおりである。これらの資料にもとづいて、下記の各設問に答えなさい。なお、A社とB社に資本関係はない。また、解答にあたって、税効果は考慮外とする。

#### [資料1] 株式移転の内容

- (1) 発行済株式総数：A社 5,000株 B社 9,000株
- (2) 企業結合日における各社株式の時価：A社 @1,500円 B社 @2,000円
- (3) P社株式の各社株式に対する交換比率：A社 0.6 B社 1.0
- (4) 株式移転にさいして増加する純資産のうち、P社の資本金にはその2分の1を計上する。

#### [資料2] 株式移転直前のA社とB社の貸借対照表

貸借対照表				貸借対照表			
A社		平成X年3月31日 (単位:千円)		B社		平成X年3月31日 (単位:千円)	
諸資産	10,500	諸負債	7,000	諸資産	30,000	諸負債	12,000
		資本金	2,500			資本金	12,000
		資本剰余金	600			資本剰余金	3,000
		利益剰余金	400			利益剰余金	3,000
	<u>10,500</u>		<u>10,500</u>		<u>30,000</u>		<u>30,000</u>

#### [資料3] 株式移転直前のA社とB社の諸資産・諸負債の時価

- (1) A社の諸資産の時価は12,000千円で、諸負債の時価は帳簿価額と一致している。
- (2) B社の諸資産の時価は32,000千円で、諸負債の時価は帳簿価額と一致している。

設問1 P社に対するA社株主とB社株主の議決権比率をそれぞれ求めなさい。

設問2 取得企業と判定される会社名を記しなさい。

設問3 完全子会社となるA社株式とB社株式の取得原価を求めなさい。

設問4 P社連結財務諸表における資本金、資本剰余金およびのれんの金額を求めなさい。ただし、連結財務諸表上、取得企業の利益剰余金については、そのまま引き継ぐこととする。